

議案第6号

東広島市教育委員会組織規則等の一部改正について

東広島市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和4年3月16日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和4年4月1日付けの組織機構の改編により、生涯学習部文化課に市史編さん室を設けるとともに、所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和4年4月1日等

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第17条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則

(東広島市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の表部の項中「課」の右に「及び室」を加え、同表中

「

文化課	文化財係、芸術振興係、調査係
-----	----------------

を

」

「

文化課	文化財係、芸術振興係、調査係
市史編さん室	市史編さん係

に改める。

」

第7条第3項の表に次のように加える。

市史編さん室市史編さん係

- (1) 市史の編さんに係る基本方針の企画立案に関すること。
- (2) 市史の編さんに係る歴史遺産及び歴史資料に係る資料の収集及び調査研究に関すること。
- (3) 市史の編さんに当たって収集した資料の保存及び活用に関すること。
- (4) 東広島市史編さん委員会(附属機関の設置に関する条例(昭和50年東広島市条例第34号)別表に掲げる東広島市史編さん委員会をいう。)

に關すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市史の編さんの推進に關すること。

第16条中「東広島市志和生涯学習センター、」を削る。

(東広島市教育委員会職の設置に關する規則の一部改正)

第2条 東広島市教育委員会職の設置に關する規則(平成19年東広島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「組織規則第16条に掲げる東広島市志和生涯学習センターについては、特別職の職員をもって充てる。」を削る。

(東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に關する規則の一部改正)

第3条 東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に關する規則(平成21年東広島市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「、同部黒瀬支所地域振興課」を「並びに地域振興部黒瀬支所地域振興課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

東広島市教育委員会組織規則（平成19年教育委員会規則第3号）新旧対照表

新			旧		
（事務局の内部組織） 第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。			（事務局の内部組織） 第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。		
部	課及び室	係等	部	課	係等
(略)			(略)		
生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当	生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当
	スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係		スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係
	文化課	文化財係、芸術振興係、調査係		文化課	文化財係、芸術振興係、調査係
	市史編さん室	市史編さん係		青少年育成課	放課後児童係、青少年育成係
(生涯学習部の分掌事務) 第7条 (略) 2 (略) 3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 文化財係 (略) 芸術振興係 (略)			(生涯学習部の分掌事務) 第7条 (略) 2 (略) 3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 文化財係 (1) 文化財に係る基本方針の企画立案に関すること。 (2) 文化財の指定、認定及び選定に関すること。 (3) 東広島市文化財保護審議会に関すること。 (4) 文化財（埋蔵文化財を除く。）に係る施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の整備、管理及び活用に関すること。 (5) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の保護、保存及び活用並びにこれらの指導に関すること。 (6) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の調査研究に関すること。 (7) 文化財関係団体の育成に関すること。 (8) その他文化財（埋蔵文化財を除く。）に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。 芸術振興係 (1) 芸術文化の振興に関すること。 (2) 東広島芸術文化ホール（東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関		

新	旧
調査係 (略)	する条例（平成26年東広島市条例第5号）第1条に規定する東広島芸術文化ホールをいう。）の管理運営に関すること。 (3) 芸術文化に関する活動を行う団体に関すること。 (4) 文化活動に関すること。 (5) 美術館の管理運営に関すること。 (6) 美術館協議会（東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議会をいう。第22条第2号において同じ。）等の庶務に関すること。
市史編さん室市史編さん係 (1) 市史の編さんに係る基本方針の企画立案に関すること。 (2) 市史の編さんに係る歴史遺産及び歴史資料に係る資料の収集及び調査研究に関すること。 (3) 市史の編さんに当たって収集した資料の保存及び活用に関すること。 (4) 東広島市史編さん委員会（附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）別表に掲げる東広島市史編さん委員会をいう。）に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市史の編さんの推進に関すること。	調査係 (1) 埋蔵文化財の取扱いに関すること。 (2) 出土文化財の整理、収蔵及び保存管理に関すること。 (3) 出土文化財及びその関係資料の活用に関すること。 (4) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。 (5) 出土文化財管理センターの管理運営に関すること。 (6) その他埋蔵文化財に関すること。
4 (略)	4 (略)
(地域生涯学習センター) 第16条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年東広島市条例第168号。以下この条において「生涯学習センター条例」という。)に基づき設置された東広島市黒	(地域生涯学習センター) 第16条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年東広島市条例第168号。以下この条において「生涯学習センター条例」という。)に基づき設置された東広島市志和生涯学習センター、東広島市黒

新	旧
<p>瀬生涯学習センター、東広島市福富生涯学習支援センター、東広島市豊栄生涯学習センター、東広島市河内生涯学習支援センター及び東広島市安芸津生涯学習センター（以下この条及び次条において「地域生涯学習センター」と総称する。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。ただし、東広島市福富生涯学習支援センター及び東広島市河内生涯学習支援センターについては、第2号及び第5号を除く。</p> <p>（略）</p>	<p>瀬生涯学習センター、東広島市福富生涯学習支援センター、東広島市豊栄生涯学習センター、東広島市河内生涯学習支援センター及び東広島市安芸津生涯学習センター（以下この条及び次条において「地域生涯学習センター」と総称する。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。ただし、東広島市福富生涯学習支援センター及び東広島市河内生涯学習支援センターについては、第2号及び第5号を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習センター条例第3条各号に掲げる事業に関すること。 (2) 地域生涯学習センターの施設等の使用許可に関すること。 (3) 社会体育施設の使用許可に関すること。 (4) 使用料の徴収及び還付に関すること。 (5) 地域生涯学習センターの管理運営に関すること。 (6) 地域生涯学習センターの庶務に関すること。

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年教育委員会規則第4号）新旧対照表

新				旧			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
職の置かれる組織	職名	職務	備考	職の置かれる組織	職名	職務	備考
(略)				(略)			
組織規則第16条に規定する地域生涯学習センター（以下この部において「地域生涯学習センター」という。）	センター長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、地域生涯学習センターの事務を掌理する。	_____	組織規則第16条に規定する地域生涯学習センター（以下この部において「地域生涯学習センター」という。）	センター長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、地域生涯学習センターの事務を掌理する。	<u>組織規則第16条に掲げる東広島市志和生涯学習センターについては、特別職の職員をもって充てる。</u>
(略)				(略)			

東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年教育委員会規則第11号）新旧対照表

新		旧	
<p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項各号並びに東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第1条各号及び第2条各号に掲げる事務に係るものについては、教育委員会の会議に付議しなければならない。</p>		<p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項各号並びに東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第1条各号及び第2条各号に掲げる事務に係るものについては、教育委員会の会議に付議しなければならない。</p>	
補助執行させる事務	補助機関	補助執行させる事務	補助機関
転入又は転居に伴う学齢児童及び学齢生徒の転入手続に関する事務	生活環境部市民課並びに <u>地域振興部黒瀬支所地域振興課</u> 、同部福富支所地域振興課、同部豊栄支所地域振興課、同部河内支所地域振興課、同部安芸津支所地域振興課、同部八本松出張所、同部志和出張所及び同部高屋出張所	転入又は転居に伴う学齢児童及び学齢生徒の転入手続に関する事務	生活環境部市民課、 <u>同部黒瀬支所地域振興課</u> 、同部福富支所地域振興課、同部豊栄支所地域振興課、同部河内支所地域振興課、同部安芸津支所地域振興課、同部八本松出張所、同部志和出張所及び同部高屋出張所
(略)		(略)	